

中村区ちょこっとサポート隊 登録基準

(目的)

第1条 この基準は、中村区役所区政部地域力推進課（以下「中村区役所」という。）が、地域活動をサポートする一環として設置する中村区ちょこっとサポート隊（以下「ちょこサポ」という。）の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 ちょこサポに登録しようとする企業・団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 地域活動を応援するため、ちょこっと（短期間・短時間）活動を行う企業・団体または個人であること。
- (2) 1年間に少なくとも1回は中村区役所がマッチング調整する地域活動に参加すること。
- (3) 政治的、宗教的、営利的目的がないこと。
- (4) 企業・団体の場合、名古屋市内を主たる活動の場とし、代表者が明確であること。
- (5) 暴力団または暴力団の構成員もしくはその統制下にある団体など、法令、公序良俗等に違反する企業・団体及び個人でないこと。

(登録方法)

第3条 ちょこサポの登録は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 中村区ちょこっとサポート隊登録フォームより登録する。
- (2) 電子メール本文に氏名・住所・生年月日等の必要事項を入力の上、中村区役所に送信する。

(登録の取り消し)

第4条 中村区役所は、次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録した企業・団体及び個人から登録の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第2条に定める要件に反したと中村区役所が判断したとき。ただし、同条第2項において、登録継続の意思の確認ができた場合は、この限りではない。
- (3) 登録した企業・団体及び個人の存在が確認できないとき。

(登録した企業・団体及び個人の情報)

第5条 登録した団体及び個人の情報については、ちょこサポの活動に関する連絡及び地域団体への取り次ぎ以外の目的には使用しないものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、中村区役所区政部地域力推進課長が定める。

付 則

この基準は、令和7年8月22日から施行する。